

令和5年2月理事会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月27日（月） 13時58分 ～ 15時38分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|---------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事 | 神 山 浩 一 |
| 公 益 代 表 理 事 | 山 本 光 昭 |
| 同 | 佐 藤 裕 一 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 木 倉 敬 之 |
| 同 | 長 尾 健 男 |
| 同 | 天 野 勝 司 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 福 田 英 樹 |
| 同 | 寺 田 正 人 |
| 同 | 小 林 司 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 猪 口 雄 二 |
| 同 | 長 島 公 之 |
| 同 | 松 本 純 一 |
| 同 | 遠 藤 秀 樹 |
| 公 益 代 表 監 事 | 塔 下 和 彦 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 新 谷 信 幸 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 |
| 常 任 顧 問 | 山 崎 章 一 |
| 参 与 | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題
- 1 議 事
- (1) 令和4事業年度審査支払会計収入支出予算変更（案）
 - (2) 令和5事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画（案）
 - (3) 令和5事業年度審査支払会計収入支出予算（案）
 - (4) 令和5事業年度保健医療情報会計収入支出予算（案）
 - (5) 保険者との契約の改定（案）
- 2 報告事項
- (1) 第28次審査情報提供（医科）

- (2) 審査関係訴訟事件
 - (3) 令和4事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画変更の認可
- 3 定例報告
- (1) 令和4年12月審査分の審査状況
 - (2) 令和5年1月審査分の特別審査委員会審査状況
 - (3) 令和5年1月理事会議事録の公表

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。本理事会の議事録署名者として長尾理事、小林理事にお願いをする。

また、本日は保険者代表の今泉理事、被保険者代表の古川理事が欠席である。この結果、本理事会は理事会の構成員である理事長及び理事総数16名のうち、14名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは、議題に入る。

最初に、議事(1)令和4事業年度審査支払会計収入支出予算変更(案)について事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和4事業年度審査支払会計収入支出予算変更(案)に係る、

- 退職給付引当預金への繰入不足への対応
- 研修センター売却収入の繰入

について説明。

(理事長)

令和4事業年度審査支払会計収入支出予算変更(案)について、質問、意見等があればご発言ください。

(保険者代表理事)

今、ご説明があった、スライド3及びスライド6の研修センター売却収入繰入の件について一言意見を申し添えたい。

以前にもこの場で申し上げたが、保有資産活用基本方針の考え方については、私としても理解しているつもりである。

その上で、今回の本件繰り入れに当たっては、保険者と協議、確認いただいたものと認識している。

今後とも具体的なアクションにあたっては、保険者、関係者との意思疎通を図っていくよう、引き続き宜しくお願いしたい。

(事務局)

この件については、基本的には令和3年4月の保有資産活用方針に基づいて進めていくものと考えている。

今後、実際の予算への繰入等は保険者等とも話をし、財政に大きく影響することは、この理事会でも話をしながら進めていきたいと考えている。

(理事長)

他に質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特に質問、意見等がないようであれば、原案のとおり決定するということでよろしいか。

(異議なし)

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定する。

次に議事(2)令和5事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画(案)及び議事(3)令和5事業年度審査支払会計収入支出予算(案)について一括して事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画（案）に係る基本方針として、

- ① 新組織の本格稼働と基盤充実に向けた取組
- ② 改革の成果の関係者への還元にかかる取組
- ③ 保健医療情報等の活用に関する取組
- ④ その他の業務運営に向けた取組

令和5事業年度審査支払会計収入支出予算（案）

<事務費勘定>

- ・ 令和4事業年度決算（見込）の状況
- ・ 令和5事業年度収入支出予算（案）
- ・ 令和5事業年度予算のポイント
レセプト請求件数、支出予算の増減要因、手数料階層化の実現、安定的な財政運営の実現に向けた課題
- ・ 令和4事業年度予算、令和5事業年度予算の比較

<高齢者円滑導入勘定>

について説明。

（理事長）

ただいまの令和5事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画（案）及び令和5事業年度審査支払会計収入支出予算（案）について、質問、意見等があればご発言ください。

（診療担当者代表理事）

スライド36に、安定的な財政運営の実現に向けた課題が記載されているが、これは大変重要な課題と思うので、支払基金においては、様々な財務リスクをできるだけ緩和し、安定的な財政運営を実現することにより、審査支払業務を着実に実施いただくよう、対応よろしく願います。

（理事長）

ご指摘に感謝申し上げます。

この点については、通常、支出に関しては、保険者の皆さんと手数料協議を通じて、議論しているところであるが、近年の手数料協議では、例えば今回も議論のあった、施設設備の修繕等に関する積立金の問題であるとか、今後、審査委員の手当であるとか、定数をどうしていくのかといった問題がある。

したがって、今後、財政運営に関して、保険者の皆さんと手数料協議をすることは当然であるが、例えば審査委員の定数をどうするのか、手当をどうするのかということについては、診療担当の理事の皆さんの意見を伺う必要があると思うし、施設設備の修繕について、これまでも紹介させていただいているが、大変老朽化が進んでいて、雨漏りや、外壁が剥がれ落ちるような状況になっているので、こうした状況について、職員の処遇に関心をお持ちの被保険者の代表の理事の意見も伺いながら、大枠の方針について議論いただく機会も確保していきたいと思っている。こういったことについては、この場でも意見を承れるようにしていきたいと思っている。

(保険者代表監事)

スライド32から37までの決算見込みと令和5年の予算についてだが、スライド32のところ、コロナのこともあって、最終的な着地が45億円ぐらいい上に行くということで、800億円弱という決算見込みになるということか。

感染症に伴う件数増加という形の話は書かれているが、実際、令和5年度予算は700億円ぐらいということで、非常に厳しく組まれている。スライド36にレセプトの件数の影響ということが書かれていて、誰も予測がしづらいような話ではあると思うが、相当この収入を厳しく見積もられているというところを、もう少し説明できるものがあれば教えていただきたい。期中で、例えばレセプトが増えてきたので、収入的には少し上振れするのではないかなと見込まれたときに、変更予算を組まれるかどうか教えていただきたい。

(事務局)

令和5年度の予算、収入予測701億円という数字がかなりストイックな厳しいものではないかと、逆にこれがもっと増える可能性があるのではないかと、その場合の増額というところについてのご質問だったかと思う。

スライド36の二つ目の丸の国の動きというものを今後注視していく必要があると思っている。令和5年5月には、感染症法上の分類が2類から5類へ移行する方針が国で決められており、1月27日の、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、5月8日から5類に位置づけを見直すというふうになっている。

公費支援の扱いも、やはり1月27日の本部決定に明記されており、一定の公費支援は期限を区切って継続する一方、継続されるもの以外については、公費の負担が打ち切られる方針となっている。ただ、この具体的な内容については、3月に具体的な方針が政府から示されるということで、まだ示されていない。

すごく我々どもが危惧をしているのは、令和5年度の予算収入として、今

のところは、5,100万件33.5億円の収入をコロナ分として見込んでいるが、政府の方針が3月に示されたら、この33億円のうち、恐らくは10億円を超えるような公費負担の収入が入ってこないことになる可能性が、十二分にあるというふうに考えている。

これは3月の決定を待たないと分からないが、ご指摘と逆のご説明になるが、この33.5億円というコロナの収入が逆に下振れして収入減となること、政府方針として決定される可能性があると考えており、その決定、公表を待ちたいと考えている。

(保険者代表監事)

了解した。

(理事長)

もとの推計も、ヨーロッパにおける新型コロナの波の到来を見ると、ピークの波の後にはだんだん波が小さくなっているという傾向は、はっきりと見てとれるので、今、足元、第8波の大きな波が来ているが、その後は、ヨーロッパ等の状況を見ると、波は小さくなるだろう。それを見込んで、第5波と第6波の中間程度の波が2回ほど来るという前提で予算は組んでいる。

したがって、もとの予算の見積りも、決して不合理なものではなくて、我々としては合理的なものである、もとの予算も決して過少見積りだとは考えていない。当然、合理的に予算を組んだ上で、先ほど事務局が申し上げたような、かえってリスクを抱えているのが現状だと考えている。

(診療担当者代表理事)

スライド21の審査の合理化の中で、国保との審査委員の併任について現状どうなっているか、お尋ねしたい。併任については、審査支払機能の在り方検討会においても議論されており、両審査委員会の審査の基準の統一、差異の解消に有効な方策というふうに理解している。

ただ、現在、審査の現場からいろいろな話が、都道府県ごとについていると思うが、審査委員の先生はこれまでの2倍の負担になるというようなことだと、人選がなかなか困難であるという声も聞こえてきている。もともと審査委員については、医療の現場に精通した方が望ましいと考えているが、そういった困難さが出てくると、人選に偏りが出るのではないかとということが危惧されている。

この本来の目的は、相互の意見交換と意思の統一、差異の解消等にあり、審査業務をそれぞれ分担することではないと思っているし、現状ではどのような対応になっているかお聞きしたい。

(事務局)

ご指摘のとおり、審査支払機能の在り方検討会の報告書を踏まえて、今年6月の改選のタイミングに合わせて、国保連と支払基金、両組織の審査委員として審査いただける方を選任していただくようお願いをしている。

その際、審査業務については、審査件数を考慮するなどの対応を含めて審査委員長と相談し、該当する審査委員の負担軽減のために現場でできる限り工夫し、対応していただくことも、併せてお願いをしているところである。

これを進める場合、併任する、しないにかかわらず、審査委員には今までどおり医療現場の事情に精通し、適切な審査を行っていただく方になっていただくことが、当然、大前提となっている。

今回の併任の取組は、国保連と支払基金で調整ができ、かつ引き受けてくださる適任の先生がいればお願いしたいということであり、無理に併任する審査委員を選んでいただきたいと趣旨ではない。

審査委員や関係団体の判断やご意見を十分に尊重し、進めていきたいと考えている。

(診療担当者代表理事)

これから、これを進めていくわけだが、支払基金と国保連の審査委員併任、これを進めるに当たっては、やはり臨床の現場に精通した方というのは診療も忙しい方が多いので、この忙しい審査委員が2倍の負担になるような併任の方法だけではなく、今、話があったように、例えば一方の審査は従来どおりやる、一人分の審査をすとしても、もう一方の審査については、差異の解消とか意思疎通を図るための会議に出席するなど、目的を果たせるよう可能な範囲で対応できるような柔軟な併任の方向というのも考えていただきたいと思う。

全国の併任者の確保状況や課題を把握した上で、さらに検討していただくことが必要かと思うので、よろしく願います。

(事務局)

貴重なご意見に感謝申し上げます。

今回の審査委員の改選のタイミングでお願いしている併任の状況を踏まえて、今後、課題を精査し、さらなる対応について検討していきたいと考えている。その際には、本日、いただいた意見も参考にさせていただきたいと思う。

(診療担当者代表監事)

都道府県ごとに社保と国保の審査委員、併任云々という話が進んでいる

のか。今年の6月からだと、もちろん改選期だということは分かるが、どうなのか。実際にそういう話が出ているのかどうか。私も今日、初めて聞いた。

(事務局)

基金においては、今年の6月に審査委員の改選がある。そのタイミングに合わせて、国保連でも改選がある。審査委員の併任について、この改選のタイミングで、一度考えていただくことが必要ではないかということで、現在、地域で考えていただけるよう、お願いをしているところである。診療担当者理事とのやり取りは、その調整を踏まえたご質問である。

(診療担当者代表監事)

基金は、この基金改革を何年かかけてやってきて、ある程度のところまで今進んでいるなという実感を持っている。ただ国保連のほうかどの程度進んでいるか。例えば、同じ審査委員でも、都道府県ごとに社保と国保の審査委員の合同審査というか、そういった協議の場を持ったりしているが、私も静岡で以前やっていた。ただ、統一見解という、不合理な差異の解消云々ということも含めたことが、社保と国保の間で、ある程度話合いが進んでいるのかどうか。審査委員を兼務云々という話になれば、当然そこができていないとできないはずなので、その辺の実態はどうか少し分からないので、これは、今後進めていかなければいけないということは、私も理解しているが、6月からやるみたいな話になっても、少し難しいのかなという気がする。

(理事長)

今、監事からご指摘があった点については、私も、各都道府県の審査委員長等と意見交換をさせていただく際には、各県でどのような国保連との間で協議をされているのかというのを必ず伺うようにしているが、全国的にいうと、大体年に2回程度打合せ会、協議会、呼び方はいろいろだが、また、そこに医師会の保険担当理事の方が入っている、いないという構成も県によっては違うが、おおむね全国的には、都道府県ごとに年に2回程度打合せ、話合いの場が持たれていると承知している。

その上で、その場できちんと取決めができるのかということに関しては、私が聞いている限りだと、国保連側、基金側からそれぞれ数例ずつ問題があると思われる事例を持ち寄って話合いをするが、その場で話合いがついて、整理ができて、それを医師会の会報等に載せるという、かなりきちんと決めていく都道府県もあれば、その場で話合いをして、意見が調整できなければそのままという都道府県もあるということで、運営の状況に関し

ていうと、必ずしも全国統一的になっているわけではないと承知している。

ただ、支払基金としては、事業計画にも書いてあるが、今後、集約拠点に集まった職員が集約拠点のレセプトと出身県のレセプトを、集約拠点のレセプトは、1月から1割程度見ているので、そうすると差異に気づくので、そこでブロックで話し合いをしていただいき、おおむねこれでいいのではないかというような取決めがされれば、それを全国で共有をすることと併せて、全国的にそれが問題ないということになれば、国保連にもできるだけ情報提供させていただいて、意見を伺うような取組をしていきたいと考えている。

(診療担当者代表監事)

理事長は、地方の状況も理解されていると思うが、確かに、地域差というのは審査でもあったわけだし、それを今度統一していこうという取組をしているので、審査委員の先生方についても社保も国保も審査委員会も含めて、できるだけ足並みをそろえていただくような、そういった取組を支払基金としても続けていただきたいと思う。

(診療担当者代表理事)

様々な各地の事情もあるかと思う。今例えば、医師会という話も出たが、各都道府県の医師会の理解、協力がないと、これはうまく進まないと思うので、その辺り丁寧に医師会の理解を深めながら進めていただきたい。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。十分関係者の皆様のご理解を得ながら進めていきたいと思う。

(被保険者代表監事)

先月、4人の監事団で、監事監査ということで九州のブロック、福岡のセンターと、熊本の分室を対面で訪問させていただき、2日間かけて職員の方との懇談、面談も含めて監査をさせていただいた。その内容は、また来月、公益代表監事から報告いただくが、そういった職員の方が、やはり働きがい、やりがいを持って働くという観点から、今日は大事な事業計画を審議する理事会なので、気になった点を含めて意見を申し上げたいと思う。二つある。

スライド14に、ブロック担当の役職員がブロック幹部会議に出席し指導・助言ということが書かれている。パワーポイントなので、言葉が非常に短縮形で書かれているので、これだけではないと思うが、ぜひ、このコロナの状況があるが、本部から行かれる方は、できたら対面でやれたらいい

いのではないかということと、助言・指導というのと、どうも上意下達的な雰囲気があり、地方のブロックの方というのは、本部の役職員の方と意見交換、情報交換をしたいと思っている。この言葉に情報交換とか、意見交換ということも含めていると思うが、付言をしていただくといいのではないかというのが一点である。

もう一点は、スライド16にキャリアパスの策定ということを書かれていて、非常にこれはいいことだと思っている。現場の職員の方とも話をさせていただいたが、本当に審査事務のエキスパートというか、ずっとその道でやっている方も何人もいて、すばらしいなと思った。このキャリアパスの下に標準コースというのが書かれてあって、その一番上にエキスパートコースというのを書かれてあるが、どうも、この標準コースという言葉が、動機づけとして、いかがなものかと。やはり審査事務をされている方はエキスパートだと思う。この一番上に書かれてあるエキスパートというのは、これはスペシャリストといいますか、その道の本当に専門職の頂点にある人という印象だと思う。

この標準コースという言い方と、一番上の審査エキスパートというところ、しかもコースと書かれてあるので、この違いというか、標準コースと書かれてある方についても動機づけができるような名前を、ぜひ検討いただけるといいのではないかと思う。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

スライド14にあるブロック幹部会議というのは、集約後どういう問題があるかということをお互いに共有するというところで、毎月月末に各拠点のトップと本部の担当役員、執行役等と一緒に議論をしている。どんな問題があるかとか、様々な審査実績がどうなっているのか、差異の解消がどうなっているのか、あるいは職員からどんな意見が出ているのかというようなことを意見交換している。今日の午前中にも私自身も担当ブロックのセンター長、事務局長と意見交換をしてきた。ここに書いてあるような令和5年度に向けた事業運営方針についても意見交換をしている。今日、この業務運営方針のたたき台を出してもらって意見交換をしているが、まずは、ブロックの中の幹部が集まって議論したものを出していただいて、それで意見交換をするということをしているので、上意下達ということではなくて、それぞれのブロックの特性を踏まえて、それぞれ特徴のある運営方針を立てていただくということにも十分意を用いながら、話し合いをしていきたいと思っている。

キャリアパスのほうについては、意見を承って、今後の検討をさせていただきたいと思う。

(被保険者代表理事)

スライド17に高年齢者雇用の在り方について検討を進めると書かれてあり、これは、2021年4月の70歳までの就業確保措置、その努力義務のことも踏まえたものかと思っている。最近政府から出される文書等においてもそういったことが非常に意識されていて、70歳までの就労確保を踏まえた様々な施策を打ち出していることが、最近目につくようになってきた。また、他産業を振り返れば、どこも人材が非常に貴重だ、貴重だということで、本当に競争になっている。そういった意味で、この60歳以上の雇用の在り方については出遅れないように、ノウハウの継承という意味でも、ぜひ検討をお願いできればと思う。

スライド22の中期的な財政運営の安定化方策の検討については、冒頭にも理事から指摘があったが、今回もスライド7に出されている施設設備準備積立預金の収支イメージを見て驚いたが、そういった状況については、こうした場でぜひ情報公開を進めていただき、必要に応じて、協議・意見交換をしていただければと思う。本項目の柱は、改革の成果の関係者への還元ということであるので、被保険者の利益との両立をぜひ図りつつ、安定化方策について、支払基金には大事な業務を担っていただいているので、ぜひご検討をお願いしたい。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。高年齢者雇用の問題については、いろいろな選択肢を含めて検討していきたいと思っている。それから、中期的な財政運営の安定化方策については、先ほども申し上げたように、保険者の皆様と手数料協議を通じて、議論をさせていただき、大きな方針などについては、この場でもご議論いただくような機会を設けていきたいと思っている。

(保険者代表理事)

スライド29に関し、一言意見を述べさせていただきたい。業務に係る事項等のリスク管理強化、情報セキュリティの強化等と触れられているが、業務に関わる事故、情報セキュリティの対応については、言わずもがなであるがシステム障害の話だけではない。ある意味で、プリミティブなヒューマンエラーに起因するものこそ、なかなか根絶し難く、かつ大きな影響が出ることもあり得る話だと思う。先日、関東地区で発生したと伺っている誤配送の件も、こういう類いの事案ではないかと認識している。初動のチェック、原因究明と再発防止対策はもとより、適正なガバナンスという観点からも速やかな情報公開と、必要な横展開という観点からも、適宜

理事会の場などでも報告をいただくなど、その辺りの取扱いを整理、あるいは検討を願いたい。この点については、監事の皆様方にも、どうかご認識をよろしく願いたいと思う。

(事務局)

今、関東というふうに理事のほうからいただいたが、埼玉のセンターでの返戻発送の誤配送があったということのご指摘だと思う。こういった医療機関とか、保険者のそういった誤送付については、支払基金でも大変重要な問題であると思っている。今、理事がご指摘いただいたように、適宜この理事会の場でもご報告させていただきたいと考えている。

この関東の事案については、早速、2月の中旬に全国の組織長会議、旧支部長会議というところに担当者も呼び、マニュアルの徹底と再発防止の徹底を指示したところである。この3月初旬からの発送業務からそういったことを新しいマニュアルで徹底するんだということを指示している。

また、そもそも事故が起こらないよう、送付物の減少の取組や、帳票の電子化についても当然に進めていって、本支部間できっちり事故原因を分析した上で、再発を防止するということを取り組んでまいりたいと思う。そういったことについては、またこの場でもご報告したいと思う。

(保険者代表理事)

よろしく願います。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

(保険者代表監事)

スライド16、17のキャリアパスと人事評価の件について、担当の理事にお願いという形になると思うが、特にこのキャリアパス、評価の件は、職員にとっては、非常に大きな関心事にもなるし、書かれているとおり働きがい云々ということにもつながる重要なファクターだと思う。特に、今の労使協議のやり方について、今現在も若干の課題というのは残していると思うが、丁寧にやっていただきながら、十分な理解を得て、組織全体の中で活性化につながるような取組をやっていただきたいと思うので、よろしく願います。

(理事長)

ご指摘を踏まえて、十分、労使間でも協議をしながら進めていきたいと考えている。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特に質問、意見等がないようであれば、原案のとおり決定するということによろしいか。

(異議なし)

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定する。

次に議事(4)令和5事業年度保健医療情報会計収入支出予算(案)について事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

令和5事業年度保健医療情報会計に係る、

- ・ 令和5年度事業計画の主な取組として
 - ①本人や保険医療機関等に対する保健医療情報の提供等
 - ②保険者等との協働によるデータヘルスの推進
 - ③研究者や地方自治体との協働によるデータヘルスの推進
- ・ 令和5事業年度保健医療情報会計収入支出予算
情報基盤運用勘定、情報基盤整備勘定、情報分析活用勘定
について説明。

(理事長)

令和5事業年度保健医療情報会計収入支出予算(案)について、質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

スライド63の令和5事業年度におけるデータヘルス関連業務の体制(案)がある。ごく短期的に見れば、これでもいいかもしれないが、令和5年度後半から令和6年度以降は、恐らく業務は、異次元ともいえるべき状況で拡大していくと考えられる。もはや、保健医療情報部門ではなくて、医療DX基盤部門とでも呼ばなければいけないほどの業務になるのではないか。その根拠となるのが、スライド45、46に示されているデータヘルスに関する現在

の取組と今後の展開である。令和5年度と、オレンジの色の部分で、まずオンライン資格確認が本年4月以降、原則義務化されるということで、利用が急拡大する。また、保険証の廃止ということで、これも急拡大するとさらに、電子処方箋のほうも恐らくオンライン資格確認の導入が一段落すれば、ここも急拡大するだろうということで、令和5年度後半から急拡大が想定される。さらに、令和6年度になると、令和5年度では青色開発となっていたところのほとんどの実運用が始まる。例えば、マイナンバーカードのスマホ対応とか、柔道整復などにおける簡素な仕組みとか、これだけでも恐らく膨大な事業になるし、事業主健診情報、あるいは災害時の閲覧、これもかなりの量になるはずである。

また、スライド46の令和6年度NDBの死亡情報格納というのも、これもかなりの量になるはずである。また、履歴照会・回答システムの公的なデータベースの連結に恐らくこういうものを使うというようなことになれば、これも急拡大する。

さらに加えて、スライド45の(4)診療報酬改定DXの共通算定モジュールと(5)電子カルテ情報を確認できる仕組みも、これも運用が始まれば、極めて膨大な量の業務が恐らく発生するとなると、まだ令和5年度の前半は、今とそんなに変わらないけれども、後半以降から急拡大して、特に令和6年以降は全く別の次元に入っていくと思う。そうすると、この3年先、4年先、5年先を見据えて今のうちから、ある意味で支払基金の組織の根本的、抜本的な改変を視野に入れた計画というのをぜひ、今からすぐにでもご検討いただく必要があると思う。

つまり、もはやデータヘルスの基盤でもなく、医療DXの基盤でもなく、医療そのものの基盤を運用するということになるので、支払基金の持つべき責任とかいうものが極めて大きくなるので、安定性、安全性、継続性と、ここが大変重要なので、そこをこのところを検討いただきたいと思う。

(事務局)

ご指摘に感謝申し上げます。おっしゃるとおり、プロジェクトが並行して進んでいき、さらに開発の先には運用というところを見据えながらやっていく必要があると考えている。

ご紹介したような体制強化を図ることとしているが、そうした中でしっかりプロジェクトを管理しながらやっていくとともに、6年度以降に向けて、さらにどうしていくかということについても、また引き続き検討していきたいと考えている。

(理事長)

ご指摘の組織体制とか、そういう問題については、今、政府全体の総理をヘッドとする医療DX推進本部があり、それを受けた厚生労働省には大臣ヘッドの医療DX推進チームがある。

来月、工程表が示されるというのが当初の予定であるが、その中で今後の医療DXを担っていく、特に支払基金の関係でいうと、今回の中でいう診療報酬改定DXの中の共通算定モジュールの開発、将来的には全国医療情報プラットフォームにつながる電子カルテ情報の交換サービスなどがある。

政府の中でも、この業務を担う組織の在り方については、医療DXの改革全体の中でも検討されているので、私どもも厚生労働省とよく協議をしながら、どのような組織体制にするのか、検討していきたいと考えている。

(診療担当者代表理事)

支払基金が独自で決められることではなくて、国の進めるものを受けてということなので、大変苦しい立場でもあるかと思うが、ぜひ、国としっかり相談、協力して進めていただきたい。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

(保険者代表理事)

理事長、理事のご指摘にもあったが、スライド45、46とその工程表を見ても、国からの要請に基づく医療DX、医療基盤ネットワークのフル活用ということでの拡大が予定をされている。皆さん何人も国の検討会、ワーキンググループに入っているのでは様子をご存じだと思うが、当面の開発のスケジュール中での費用の手当は、国の予算あるいは補正予算等で充てられている。それから、データヘルス、スライド46のほうも国の保険者の開発のスコアリングレポート等の交付金で充てられているということだが、特にオン資の基盤を活用して、どんどん活用を広げていく、これについては大変すばらしい方向で進めていくように思うが、その後の支払基金として、運用されていく場合の、見通しがまだよく、国からも示されていないのではないかと思う。情報基盤運用勘定はスライド67に示されているが、これも当面のものとして、こういうのが参加をしてきているということまでだと思う。

この先、スライド45、スライド69にあるようなものが参加をしてきた場合の運用が始まった場合以降の事業の予算ということを、これも国のほうで議論はまだ進んでいないから、合意も取れていない、我々も保険者にもどういう形での参画を求められるか、まだ見ていないが、しっかり国と協

議を尽くしていただき、これが安定した運用が図られていくようにやっていただきたいとお願いするものである。

それからもう一点、スライド46の関係、データヘルス計画、これを進めていく、これも大変期待をされて、すばらしいものだと思う。

それで、経費面でもスライド75のほうに情報分析の活用を進めていくための計画も書かれているし、マンパワーの面でも、スライド63でデータヘルス関連業務の体制をしっかりと組んでいかれる、NDBについてもオペレーションルームの設置等々が、また拡大されていくということが示されている。

これは大変すばらしいことだと思うが、これを健康スコアリングレポート等提供される健保組合等に対する情報分析、提供ということ、それからNDBを研究者も含めて全体で活用していくという面での提供ということと併せて、我々保険者のほうでも被用者保険も、国保のほうでもそれぞれデータ分析をそれぞれの目的の下に進めている。体制も組んでいるが、なかなか個人情報のかたまりなので、我々協会けんぽでも4,000万人加入者の事業者別にいろいろ分析をして、いろいろな発表の場で発表するようにしているが、これらをお互いの中でできることと、それから支払基金が全体の中で活用して示されること、方向性を一にして、国全体の健康寿命というものを延ばしていく必要があるだろうと思っている。

こういう中で育てる人材の、データヘルス専門職、エキスパートも育てられていくということなので、ともにいろいろな意見交換の場をつくりながら、保険者と国保も含めたような、分析の担当エキスパート同士の意見交換の場を持ちながら、全体の保険者、管理者、国民全体に裨益するような仕組みを、ぜひ進めていっていただきたい、そのように思っている。よろしく願います。

(事務局)

ご指摘に感謝申し上げます。最初の運用の経費等の件については、国とよく協議をしながら、支払基金としても対応していきたいと思っている。

次にデータの分析の関係についても、保険者、それから厚労省、支払基金、こういったところが連携しながら、必要な人材の養成も見据えながら取り組んでいくという点で、参考になるご指摘だと思うので、ご指摘を踏まえつつ検討していきたいと思う。

(理事長)

他に質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

(理事長)

特に質問、意見等がないようであれば、原案のとおり決定するという
ことでよろしいか。

(異議なし)

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定する。

次に議事(5)保険者との契約の改定(案)について事務局から説明をする。

-----事務局から資料説明-----

保険者との契約の改定(案)に係る、

- 審査支払手数料の改定(令和5年度より導入される手数料の階層化)
- 審査事務集約に伴う業務内容の修文
- 委託金の使途の追加

について説明。

(理事長)

保険者との契約の改定(案)について、質問、意見等があればご発言く
ださい。

(質問・意見等なし)

特に質問、意見等がないようであれば、原案のとおり決定するという
ことでよろしいか。

(異議なし)

それでは、これまでの議案について、ただいま議決をいただいた令和4
事業年度の審査支払会計の収入支出予算の変更案、令和5年度の事業計画
案、審査支払会計の収入支出予算案、保健医療情報会計の収入支出予算案
については、法令の定めるところにより、厚生労働大臣宛て認可申請の手
続を行い、また保険者との契約改定については、保険者との契約を進める
こととする。

なお、前にもあったが、関係者との調整の過程において、認可手続の過
程で一部軽微な修正等があった場合の対応について、重大な場合には、ま
た情報提供して、ご意向を確認するという手続が必要かと思うが、軽微な
ものについては、ご一任をいただきたいと思います。よろしいか。

(異議なし)

(理事長)

感謝申し上げます。

調整の結果、報告が必要な事象が生じたら、3月の理事会でご報告させていただきます。

続いて、報告事項(1)第28次審査情報提供(医科)について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

第28次審査情報提供(医科)について、厚生労働省保険局医療課より検討依頼された薬理作用に基づく医薬品の適応外使用事例に関して、審査情報提供検討委員会において検討された6事例を説明。

(理事長)

ただいまの第28次審査情報提供(医科)について、質問、意見等があればご発言ください。

次に、報告事項(2)審査訴訟事件について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

「審査関係訴訟事件」について、医療機関と訴訟となった経緯、訴訟経過及び支払基金の勝訴が確定した旨を報告。

(理事長)

ただいまの審査関係訴訟事件について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

次に、(3)「令和4事業年度特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係特別会計予算、事業計画及び資金計画変更の認可」について報告をする。

スライド91をご覧いただきたい。

国の令和4年度補正予算の成立に伴い、特定B型肝炎ウイルス感染者給付

金等の財源として2,480万円程度の受入れをするということで、1月の理事会において、予算変更等の議決をいただいたところである。

厚生労働大臣宛てに認可申請の手続を行っていたが、今般、2月14日付で認可されたので報告させていただく。

次に、定例報告となるが、既に理事会開始から1時間半以上経っている。この後、会議のご予定等がある理事の方もおられるので、定例報告については説明を省略させていただき、後ほどご高覧をいただければと思う。

全体を通して、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、本日の理事会はこれをもって閉会とする。

次回の理事会については、3月20日の月曜日、午後3時から開催をする予定としているので、日程の確保方、よろしくお願い申し上げます。

令和5年2月27日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 長 尾 健 男

被 保 険 者 代 表 理 事 小 林 司